道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百三十七号
㈢ 占用を制限する区域	北海道沙流郡平取町字荷負八〇番四から同町字荷負七九番七まで 北海道沙流郡平取町振内町二八一番三から同町振内町三五番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年二月十二日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百七十四号
㈢ 占用を制限する区域	北海道勇払郡むかわ町穂別福山二二九番一地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年二月十二日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人小坂敏幸は願により公証人を免ぜられた。

梅本圭一郎は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小坂敏幸の後任を命ぜられた。（以上一月二十八日）（法務省）